

代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

『告知書改ざん』『診査報状等改ざん』は、募集人は「登録抹消」、代理店は「委託契約解除」となる場合もある**不祥事件**です。また、私文書偽造罪などで**懲役刑**に問われる可能性もある**犯罪行為**です！！



成績が足りないので…。預かった告知書(医的資料)の内容じゃあ引受できないな～。お客さまには「大丈夫です！」ってうっかり言っちゃったし…。どうしよう…。



改ざんすればいいじゃないか！

生命保険は、多くの人々がその危険度に応じた保険料を負担して公平に保障しあう制度です。「告知書改ざん」「診査報状等改ざん」はその原則を**根幹から損ねるもの**であり、断じて発生させてはならない**「絶対禁止行為」**です！！



『告知書改ざん』『診査報状等改ざん』はなぜ行われたの！？

- ①募集人自らの**成績のため**について出来心で改ざんしてしまった。
- ②**契約を成立させる目的**で、健康診断データの数値、判定結果を改ざんした。
- ③契約者に「告知いただいた内容であれば引受できる」と誤った説明を行ったため、**それをごまかす目的**で改ざんした。
- ④告知書の取り直しをしていると**締め切りに間に合わないと思って**改ざんした。

「告知書改ざん・診査報状等改ざん」の代理店・募集人処分

私文書偽造等の刑事罰に問われる場合があります。よって…

⇒**不祥事件**として監督官庁へ届出（保険業法第300条第1項第2号または3号に該当）

募集人は「**登録抹消**」、代理店は「**募集手数料削減支払15%1か月**」が標準処分ですが、内容によっては「**委託契約解除**」となる場合もあります。

※なお、「私文書偽造罪等」に問われた場合は、刑法159条1項・2項により**3か月以上5年以下の懲役**に処せられることがあります。